

令和6年度 子育て計画等に係る自治体基礎調査(2025年1月1日時点調査)

表1、表13、付表2の母数は都道府県47団体、市町村1,741団体である。

表2から表8、表10から表12、付表1の母数は都道府県47団体、市町村1,265団体である。

表9の母数は市町村476団体である。

表1 令和7年1月1日(調査基準日)における自治体子育て計画の策定状況<子育て基本法第10条>

区分	①策定済み			②未策定(令和6年度中に策定予定)	③未策定(令和7年度以降に策定予定)	①~③小計	④策定しない	⑤未定(策定するかしないか決めていない)	合計
	令和5年度以前に策定済み	令和6年度に策定済み	令和7年度に策定済み						
都道府県 (比率)	2 (4.3%)	0 (0.0%)	2 (4.3%)	43 (91.5%)	2 (4.3%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	47 (100.0%)
市町村 (比率)	6 (0.3%)	2 (0.1%)	4 (0.2%)	744 (42.7%)	515 (29.6%)	1,265 (72.7%)	77 (4.4%)	399 (22.9%)	1,741 (100.0%)

表2 策定済又は策定予定の計画の始期

区分	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和9(2027)年度以降	始期未定	その他
都道府県 (比率)	2 (4.3%)	45 (95.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
市町村 (比率)	4 (0.3%)	804 (63.6%)	127 (10.0%)	128 (10.1%)	192 (15.2%)	10 (0.8%)

表3 既存計画と自治体子育て計画の策定関係

区分	①関連する計画をまとめて新たに自治体子育て計画を策定する(②、③を除く)	②「自治体子育て計画」を作成し、既存の計画を含めて自治体子育て計画とする	③その他	④未定
都道府県 (比率)	34 (72.3%)	8 (17.0%)	5 (10.6%)	0 (0.0%)
市町村 (比率)	572 (45.2%)	420 (33.2%)	34 (2.7%)	239 (18.9%)

表4 自治体子育て計画の策定に当たり一体化する(した)計画(複数回答)

区分	①少子化社会対策基本法に規定する少子化社会対策大綱の内容を位置づけた計画	②子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する自治体子ども・若者計画	③子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に規定する自治体計画	④次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画	⑤子ども・子育て支援法に基づく子ども子育て支援事業計画	⑥母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく自立促進計画	⑦社会的養育推進計画	⑧「放課後児童対策パッケージ」に基づく事業計画	⑨母子保健計画	⑩その他	⑪未定
都道府県 (比率)	27 (57.4%)	46 (97.9%)	45 (95.7%)	47 (100.0%)	42 (89.4%)	38 (80.9%)	16 (34.0%)	6 (12.8%)	30 (63.8%)	17 (36.2%)	0 (0.0%)
市町村 (比率)	487 (38.5%)	921 (72.8%)	965 (76.3%)	901 (71.2%)	980 (77.5%)	213 (16.8%)	29 (2.3%)	209 (16.5%)	333 (26.3%)	73 (5.8%)	204 (16.1%)

表5 自治体子ども計画の策定に当たり実施する(した)調査(実施中のもの、予定を含む。)(複数回答)

区分	①少子化対策に係る調査	②子ども・若者の意識や生活に係る調査	③子どもの貧困に係る調査	④子ども・子育てに関するニーズ調査	⑤その他	⑥未定
都道府県 (比率)	24 (51.1%)	36 (76.6%)	30 (63.8%)	31 (66.0%)	15 (31.9%)	1 (2.1%)
市町村 (比率)	286 (22.6%)	859 (67.9%)	690 (54.5%)	952 (75.3%)	129 (10.2%)	222 (17.5%)

表6 自治体子ども計画の策定に当たり子ども・子育て当事者等への意見聴取・意見反映の状況(予定を含む。)<子ども基本法第11条>

区分	①実施済み又は実施予定	意見聴取対象				②実施しない	③未定
		子ども・若者	子育て当事者	その他の関係者	未定		
都道府県 (比率)	47 (100.0%)	47 (100.0%)	43 (91.5%)	22 (46.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
市町村 (比率)	1,084 (85.7%)	985 (77.9%)	907 (71.7%)	277 (21.9%)	231 (18.3%)	9 (0.7%)	172 (13.6%)

表7 子ども・子育て当事者等への意見聴取の方法

区分	①対面やオンラインでの意見交換、SNSを活用したチャット形式の意見交換	②インターネットによるアンケート	③学校や児童館、青少年センターなど、子どもや若者の居場所を通じたアンケート	④子ども・若者を対象としたパブリックコメント	⑤審議会・懇談会等への子どもや若者の参画	⑥学校や児童館、青少年センター、児童養護施設など、子ども・若者の活動の場や生活の場に出向いて行う意見交換	⑦その他	⑧未定
都道府県 (比率)	33 (70.2%)	39 (83.0%)	21 (44.7%)	26 (55.3%)	23 (48.9%)	24 (51.1%)	6 (12.8%)	0 (0.0%)
市町村 (比率)	360 (28.5%)	687 (54.3%)	527 (41.7%)	371 (29.3%)	159 (12.6%)	294 (23.2%)	220 (17.4%)	281 (22.2%)

表8 策定済又は策定予定の計画の公表及び周知の方法<子ども基本法第10条第3項>

区分	①HP	②パンフレット・リーフレット	③子ども向けパンフレット・リーフレット	④広報紙	⑤説明会	⑥SNS	⑦その他	⑧未定
都道府県 (比率)	47 (100.0%)	24 (51.1%)	27 (57.4%)	8 (17.0%)	1 (2.1%)	17 (36.2%)	6 (12.8%)	0 (0.0%)
市町村 (比率)	1,015 (80.2%)	480 (37.9%)	325 (25.7%)	429 (33.9%)	28 (2.2%)	236 (18.7%)	47 (3.7%)	238 (18.8%)

表9 自治体こども計画を策定しない又は未定である理由(複数回答)

(母数:市町村 476)

区分	①人員、体制等が不十分	②こども・子育て当事者等からの意見聴取・意見反映に係るノウハウ、スキル不足	③ノウハウ、スキル不足(②に係るものを除く。)	④財源不足	⑤庁内他部署との連携体制が整わない	⑥庁外関係機関との連携体制が整わない	⑦事務負担が大きい	⑧代替となるような計画や指針等がある	⑨策定する意義やメリットがない	⑩その他
市町村 (比率)	349 (73.3%)	181 (38.0%)	139 (29.2%)	148 (31.1%)	93 (19.5%)	45 (9.5%)	326 (68.5%)	70 (14.7%)	59 (12.4%)	59 (12.4%)

表10 自治体こども計画の策定にあたっての課題(複数回答)

区分	①人員、体制等が不十分	②こども・子育て当事者等からの意見聴取・意見反映に係るノウハウ、スキル不足	③ノウハウ、スキル不足(②に係るものを除く。)	④財源不足	⑤庁内他部署との連携体制	⑥庁外関係機関との連携体制	⑦事務負担が大きい	⑧その他
都道府県 (比率)	23 (48.9%)	34 (72.3%)	11 (23.4%)	10 (21.3%)	20 (42.6%)	8 (17.0%)	36 (76.6%)	2 (4.3%)
市町村 (比率)	743 (58.7%)	771 (60.9%)	475 (37.5%)	411 (32.5%)	487 (38.5%)	238 (18.8%)	910 (71.9%)	59 (4.7%)

表11 こども計画策定の主体部局

区分	①首長部局 (こども担当課)	②首長部局 (福祉担当課)	③首長部局 (住民生活担当課)	④首長部局 (①～③以外の企画担当課)	⑤教育委員会	⑥その他の部局	⑦未定
都道府県 比率	44 (93.6%)	1 (2.1%)	0 (0.0%)	2 (4.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
市町村 比率	924 (73.0%)	144 (11.4%)	14 (1.1%)	7 (0.6%)	78 (6.2%)	3 (0.2%)	95 (7.5%)

表12 こども計画策定に当たって主体部局が担当する部門と連携先の部門

区分	①住民生活部門	②企画部門	③教育部門	④こども部門	⑤青少年育成部門	⑥少子化対策部門	⑦福祉部門	⑧保健部門	⑨医療部門	⑩療育部門	⑪労働政策・雇用部門	⑫産業・経済部門
都道府県 (比率)	31 (66.0%)	30 (63.8%)	44 (93.6%)	47 (100.0%)	46 (97.9%)	45 (95.7%)	45 (95.7%)	44 (93.6%)	44 (93.6%)	42 (89.4%)	44 (93.6%)	33 (70.2%)
市町村 (比率)	374 (29.6%)	483 (38.2%)	818 (64.7%)	1059 (83.7%)	713 (56.4%)	575 (45.5%)	832 (65.8%)	800 (63.2%)	453 (35.8%)	605 (47.8%)	445 (35.2%)	325 (25.7%)

⑬都市・まちづくり部門	⑭財政部門	⑮観光部門	⑯農林水産部門	⑰デジタル部門	⑱環境部門	⑲文化・スポーツ部門	⑳防災部門	㉑消防・警察部門	㉒その他の部門	㉓未定
39 (83.0%)	19 (40.4%)	15 (31.9%)	29 (61.7%)	17 (36.2%)	29 (61.7%)	38 (80.9%)	23 (48.9%)	41 (87.2%)	3 (6.4%)	0 (0.0%)
480 (37.9%)	195 (15.4%)	140 (11.1%)	166 (13.1%)	138 (10.9%)	190 (15.0%)	436 (34.5%)	289 (22.8%)	124 (9.8%)	51 (4.0%)	133 (10.5%)

表13 こどもに関する基本的な方針・施策の条例の有無(例:国におけるこども基本法)

区分	条例を制定している	条例を制定していない
都道府県 (比率)	24 (51.1%)	23 (48.9%)
市町村 (比率)	156 (9.0%)	1,585 (91.0%)

表14 策定済又は策定予定の計画の目標の設定方法(複数回答)

区分	①調査・意見聴取結果を踏まえて設定	②定量的な目標(数値を根拠とした目標)を設定	③定性的な目標(数値を根拠としない、実施状況を取りまとめた目標)を設定	④中間目標(KPI指標等)を設定	⑤上位計画、関連計画等との整合を踏まえて設定	⑥こども大綱、こどもまんなか実行計画の目標・指標等を参考に設定	⑦EBPM等、政策評価の観点から踏まえて設定	⑧ロジックモデルを活用し設定	⑨その他	⑩未定
都道府県 (比率)	33 (70.2%)	44 (93.6%)	23 (48.9%)	8 (17.0%)	39 (83.0%)	33 (70.2%)	10 (21.3%)	2 (4.3%)	1 (2.1%)	0 (0.0%)
市町村 (比率)	727 (57.5%)	673 (53.2%)	447 (35.3%)	88 (7.0%)	570 (45.1%)	499 (39.4%)	59 (4.7%)	23 (1.8%)	14 (1.1%)	307 (24.3%)